

特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客様(以下「申込者」という。)が租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等(同条第1項に規定されるものをいう。以下、同じ。)の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の保管の委託について、同条第3項第2号に規定される要件および同条第2項に規定する特定口座において処理した金融商品取引法第156条の24第1項の規定による信用取引(以下、「信用取引」という。)による上場株式等の譲渡または当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡(当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合または当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取引の決済のために行う場合に限る。)について、租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に規定される要件ならびに松井証券株式会社(以下「当社」という。)との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条(特定口座開設届出書等の提出)

申込者が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書を提出しなければなりません。

2. 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、会員画面内等で告知をした一定の時期までに同法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から当社が会員画面内等で告知をした一定の時期までに源泉徴収を希望しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

3. 申込者が当社に対して同法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。

第3条(特定保管勘定における保管の委託)

特定口座に係る上場株式等の保管の委託は特定保管勘定(租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定されている当該特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。)において行います。

第4条(特定信用取引等勘定における処理)

信用取引による上場株式等の譲渡または当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引等勘定(特定口座において処理される上場株式等の信用取引につき、当該信用取引の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための

勘定をいう。以下、同じ。)において行います。

第5条(所得金額等の計算)

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3、同法第37条の11の4、および関係政省令に基づき行われます。

第6条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

当社は申込者の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ(租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除く。)を受入れます。

(1) 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等または当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等

(2) 当社以外の金融商品取引業者等に開設されている申込者の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部または一部を所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

(3) 当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。)により取得した上場株式等

(4) 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち、当該信用取引の決済により受渡しが行われたもので、その受渡しの際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等

(5) 申込者が贈与、相続(限定承認に係るものを除く。以下、同じ。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下、同じ。)により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社または他の金融商品取引業者に開設していた特定口座等に引き続き保管の委託がされている一定の上場株式等で、所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

(6) 前各号のほか租税特別措置法施行令に基づいて定める上場株式等

第7条(譲渡の方法)

特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法または上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行われる単元未満株式の譲渡について、当社を経由する方法のいずれかにより行います。

第8条(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、申込者に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第12項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日および当該取得日に係る数等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通

知いたします。

第 9 条(特定口座内保管上場株式等の移管)

当社は、第 6 条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)第 2 号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項および第 12 項の定めるところにより行います。

第 10 条(贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ)

当社は、第 6 条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)第 5 号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 15 項第 3 号または第 4 号および租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 16 項から第 18 項までに定めるところにより行います。

第 11 条(年間取引報告書等の交付)

当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項および第 8 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに、書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により申込者に交付いたします。

第 12 条(地方税に関する事項)

当社は、申込者から第 2 条第 2 項の特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、地方税法の定めに従って、特別徴収を行います。

第 13 条(契約の解除)

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) 申込者が当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- (2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 3 項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- (3) 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (4) 第 17 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合
- (5) お客様、お客様の役職員またはお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出た場合
- (6) お客様、お客様の役職員またはお客様の代理人が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
- (7) お客様、お客様の役職員またはお客様の代理人が口座開設申込等の際に行った確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき
- (8) 当社取引規程に定める口座解約事由に該当したとき
- (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合

第 14 条(特定口座を通じた取引等)

申込者が当社との間で行う上場株式等の取引および信用取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第 15 条(適用範囲)

本約款のうち、信用取引等に係る内容については、当社に特定口座を開設し、信用取引口座を開設されている申込者を対象とします。

第 16 条(合意管轄)

申込者と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店所在地管轄の地方裁判所または簡易裁判所を専属の管轄裁判所とします。

第 17 条(約款の変更)

当社は、この約款の内容が変更される場合は、申込者にその変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

2. 前項の通知は、その内容が申込者の従来権利を制限する若しくは申込者の新たな義務を課するものではない場合またはその内容の変更が軽微である場合は、当社 WEB サイトでの告知をもって代えることができるものとします。

以上
平成 25 年 7 月